



地域包括支援センター主査で社会福祉士の関根正人です。今回は、広報あびら7月号で紹介したAさんについて皆さんと考えていきたいと思ひます。

## Aさんが住み慣れた場所で暮らしていくために

Aさんが生活していくためにはまず周囲の方々の力が必要になります。

家族はもちろん自治会やサロン、趣味の会など友人、知人、福祉協力員、民生委員さんなどに協力してもらい支援の方法を考えたり、ゴミ出しなどは近所の方の協力から地域の助け合いの支援まで広がれば良いかもしれません。

助け合いの相談などは社会福祉協議会の生活支援コーディネーターまでご相談してください！

周囲の助け合いで補えない部分は、下記のサービスを検討していくことが必要になってきます。

Aさんは下記のような身体状況に不安があるため、現在の状況を少しでも改善できるような支援方法を考えていきたいと思ひます。※今回記載した例が全てではありません。

支援の方法として下記のような方法が考えられます。

支援の相談 公的介護保険サービス（介護認定を受ける必要があります）

	支援の目的	種類	サービス内容
通い	入浴・交流・外出の機会確保 等	通所介護	日帰りで食事、入浴、レクリエーション等を提供。
		通所リハビリ(デイケア)	日帰りで身体機能の維持や生活機能の向上を目的として理学療法士等のリハビリを受ける事ができる。
訪問	掃除・ゴミ出し等	訪問介護	訪問介護員が訪問して買い物・掃除・洗濯・調理や排泄の介助・入浴中の見守り等を行う。
	体調確認 等	訪問看護	医師の指示に基づき看護師等が訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。
	身体機能の維持向上 等	訪問リハビリ	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が訪問し身体機能の維持や回復を行う。
生活環境を整えるサービス			福祉用具貸与・購入、住宅改修。

※介護認定は非該当～要介護5までの段階があります。非該当ではサービスを利用できません。

## もう一つのAさんの心配事

Aさんには心配事がもう一つあります。約束の日になどを忘れる物忘れが出てきて、一人暮らしで身寄りが近くにいないため、金銭の管理や詐欺に遭い騙されたらどうしようかと心配になっています。こういう場合、どうしたら良いのか？

次回のabiLifeでは、権利擁護の視点での支援方法を紹介したいと思ひます。